

成年後見制度のしくみ

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。

成年後見制度は、大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

さらに**法定後見制度**は、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類され、判断能力の程度に応じて、またご本人の事情を把握した上で**家庭裁判所**が決定します。

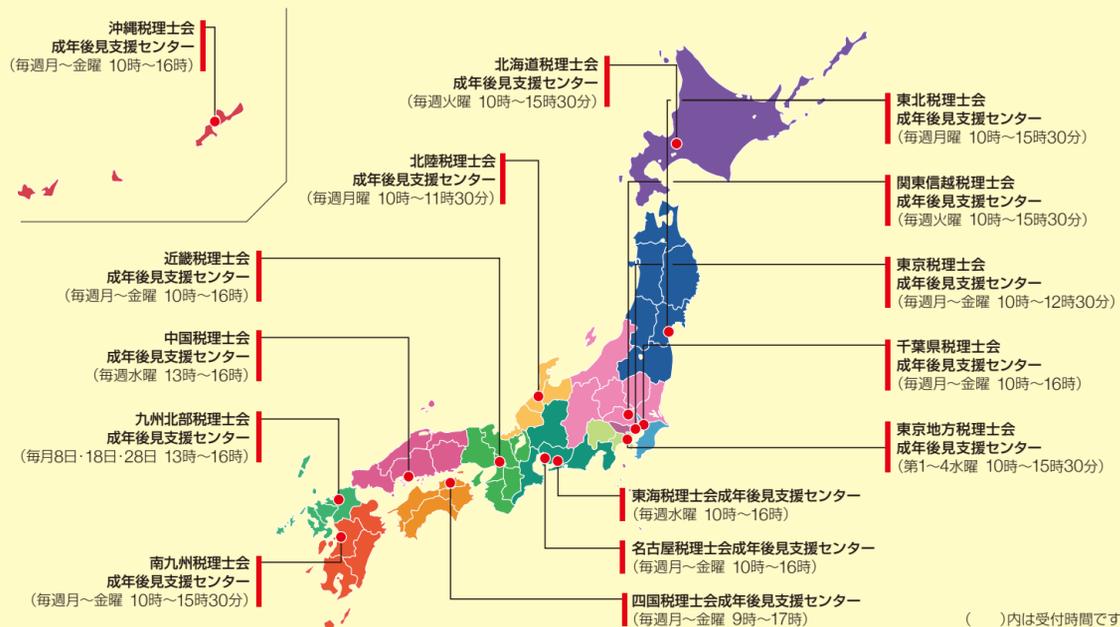
法定後見制度においては、**家庭裁判所**によって選ばれた**成年後見人**など(成年後見人・保佐人・補助人)が、**ご本人の利益を考えた**り、その代理として契約などの法律行為を行い、**ご本人を支援する**制度です。

対象となる方の判断能力の状態

- 後見** 判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- 保佐** 判断能力が著しく不十分な方
- 補助** 判断能力が不十分な方

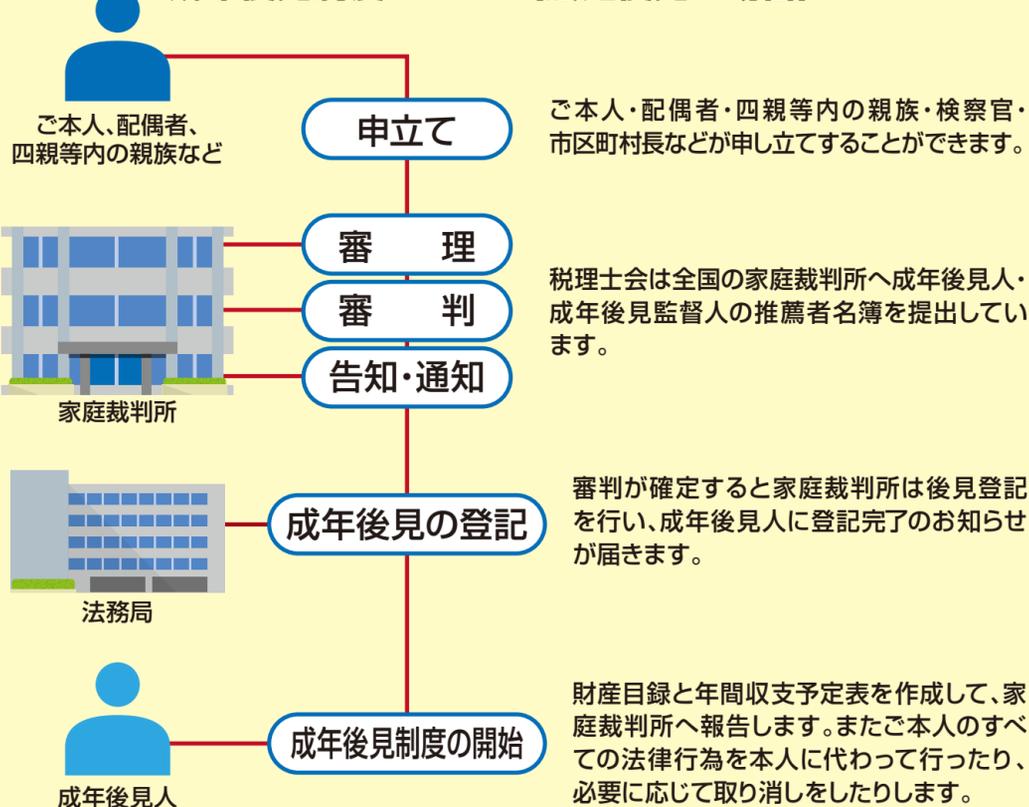


ご相談はお近くの税理士会成年後見支援センターへ



- 北海道税理士会成年後見支援センター**
〒064-8639 札幌市中央区北3条西20-2-28
北海道税理士会館3階
TEL:011-621-7738
- 東北税理士会成年後見支援センター**
〒984-0051 仙台市若林区新寺1-7-41
TEL:050-3533-6777
- 関東信越税理士会成年後見支援センター**
〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2-7
TEL:048-796-4562
- 東京税理士会成年後見支援センター**
〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
TEL:03-3356-4421
- 千葉県税理士会成年後見支援センター**
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-16-12
TEL:043-242-6323
- 東京地方税理士会成年後見支援センター**
〒220-0022 横浜西区花咲町4-106 税理士会館3階
TEL:045-315-2070
- 東海税理士会成年後見支援センター**
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階
TEL:052-581-7474
- 名古屋税理士会成年後見支援センター**
〒464-0841 名古屋市中村区覚王山通8-14
TEL:052-752-5130
- 北陸税理士会成年後見支援センター**
〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6
TEL:076-223-1841
- 近畿税理士会成年後見支援センター**
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館2階
TEL:06-6941-6886
- 中国税理士会成年後見支援センター**
〒730-0036 広島市中区袋町4-15
TEL:082-249-6229
TEL:086-233-1553 (岡山事務所)
- 四国税理士会成年後見支援センター**
〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12
TEL:0120-883-110
- 九州北部税理士会成年後見支援センター**
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-13-21
九州北部税理士会館2階
TEL:092-433-2366
- 南九州税理士会成年後見支援センター**
〒862-0971 熊本中央区大江5-17-5
TEL:096-372-1151
- 沖縄税理士会成年後見支援センター**
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1
沖縄産業支援センター7階
TEL:098-859-6225

成年後見制度のながれ(法定後見の場合)



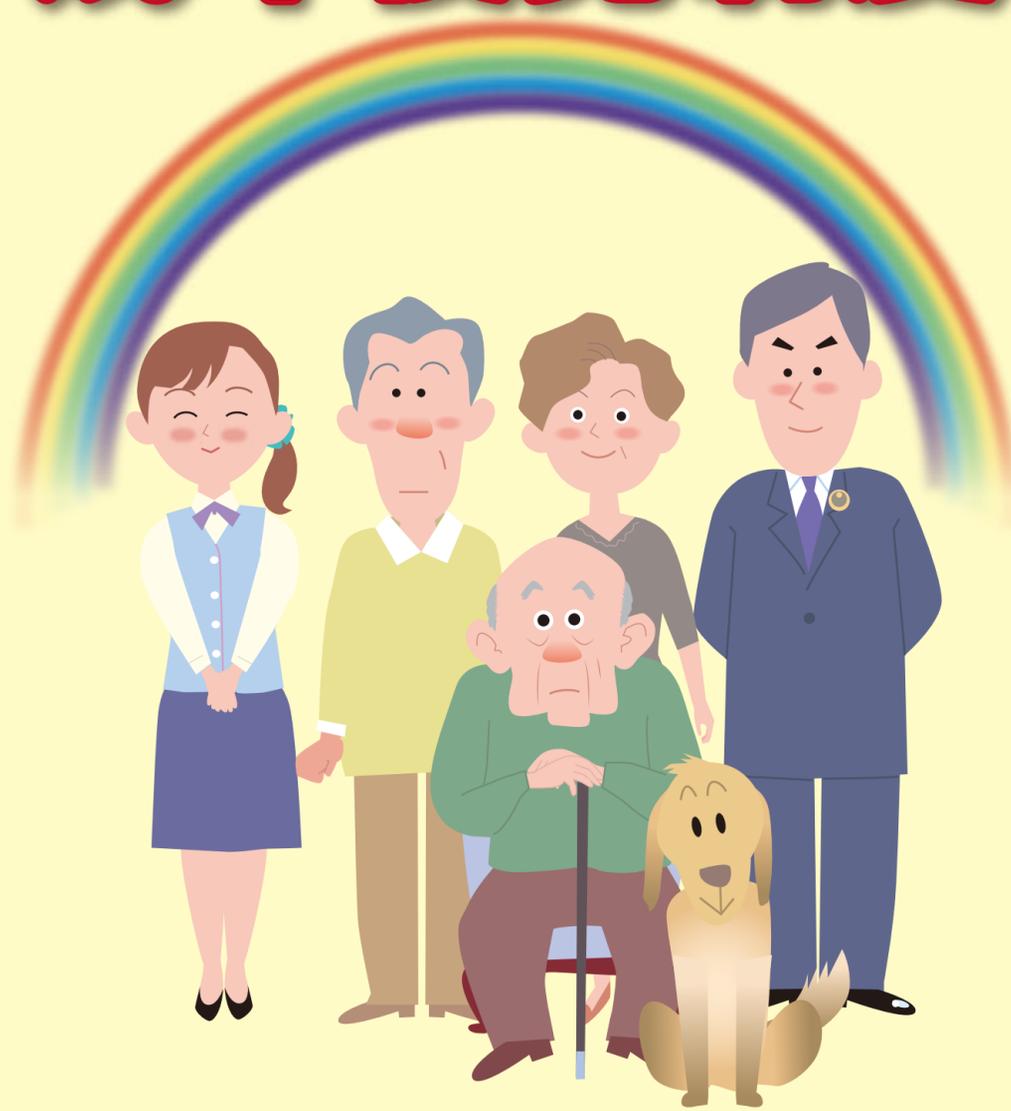
日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
日税連成年後見支援センター TEL: 03-5435-0927 <https://www.nichizeiren-seinenkouken.org>

税理士は財産管理の専門家です。

あなたと歩む

成年後見制度



日本税理士会連合会

成年後見制度とは認知症などで判断能力が十分でない方々を支援して、共に生きる社会の実現を目指すしくみです。

判断の能力が不十分に



今後の生活を安全・安心におくために税理士会の運営する成年後見支援センターがあります。不明な点は税理士会成年後見支援センターへお電話ください。



病院で診察・診断
ご本人の状態を良く知るために医師に診断書を書いてもらいます。判断能力が落ちている状態に応じて支援の仕方が異なります。

申立と面談



申立の準備
申立書を記入して、希望する成年後見人を記載します。



後見開始申立書

家庭裁判所で審理・審判・告知・通知



家庭裁判所における調査、審理、審判を経て後見が開始されます。

登記完了と後見開始



選任された成年後見人は、財産目録と年間収支予定表を作成し、その結果を1か月以内に家庭裁判所へ報告します。



関係各所への後見の届け出
不動産所得等の申告がある場合は、税理士が税の専門家として、そして、成年後見人として申告を行いますので安心です。

説明責任を果たすために、収支状況報告書の作成に努めています。

受任時

科目	借方	貸方	残高	取引先名	元帳摘要
3.1 1 消耗品費	6,500	5,852	スーパー・量販	前月繰越	
3.8 2 水道光熱費	648	2,396	東京ガス	現金支払 電気代	
3.10 3 普通預金	10,000	12,396	三菱銀行	現金引出	
3.16 3 生活費	3,240	9,156	スーパー・量販	現金支払 おむつ代	
3.18 4 生活費	2,592	6,564	ホームセンター	現金支払 おむつ代	
3.23 5 通信費	82	6,482	郵便局	現金支払 切手代	
3.31 6 新聞図書費	1,944	4,538	読売新聞	現金支払 新聞代	
		4,538		次月繰越	

科目	借方	貸方	残高	取引先名	元帳摘要
3.1 通信費	3,348	146,652	NTT	現金支払 電話代	
3.8 水道光熱費	864	145,788	東京ガス	現金支払 ガス代	
3.10 預金	10,000	445,788	管理会社	現金入金 3月分家賃収入	
3.10 預金	200,000	435,788		現金引出	
3.25 租税公課	72,500	363,288	区役所	現金支払 固定資産税	
3.31 生活費	130,000	233,288	ディサービス	現金支払 施設利用料	
3.31 生活費	3,500	229,788	区役所	現金支払 介護保険料	
		229,788		次月繰越	

財産目録

年間収支予定表



検証可能性
必ず取引の裏付けが確認できます。
●受任の類型に応じて作成する帳簿が変わる場合があります。

家庭裁判所への報告



後見事務報告書・財産目録(周年報告)の作成
成年後見人は日々の金銭の動きを網羅的に記録し(網羅性)、かつ継続的に記録します(秩序性)。そして毎年1回決められた日までに、家庭裁判所へ後見事務報告書と財産目録を作成し報告するとともに、求めに応じて収支状況報告書を提出することができます(検証可能性)。
●会計専門家は正規の簿記の原則に従って帳簿を作成し、周年報告書としてまとめ、提出いたします。正規の簿記の原則とは、正確な会計帳簿の作成、及びその正確な会計帳簿を基に財務諸表を作成する事要請する原則です。この原則には網羅性・検証可能性・秩序性の3つの要件があります。

周年報告

項目	金額	備考
1 現金(現金預金)	150,000	
2 預金(定期預金)	1,000,000	
3 債権(貸付金)	500,000	
4 権利(株式)	100,000	
5 債権(借入金)	200,000	
6 負債(借入金)	100,000	
7 負債(借入金)	100,000	

科目	借方	貸方	残高	取引先名	元帳摘要
3.1 通信費	3,348	146,652	NTT	現金支払 電話代	
3.8 水道光熱費	864	145,788	東京ガス	現金支払 ガス代	
3.10 預金	10,000	445,788	管理会社	現金入金 3月分家賃収入	
3.10 預金	200,000	435,788		現金引出	
3.25 租税公課	72,500	363,288	区役所	現金支払 固定資産税	
3.31 生活費	130,000	233,288	ディサービス	現金支払 施設利用料	
3.31 生活費	3,500	229,788	区役所	現金支払 介護保険料	
		229,788		次月繰越	

収支状況報告書

財産目録

死後事務



ご本人がお亡くなりになった場合、家庭裁判所へ死亡報告と管理計算の報告を行います。

お世話になりました。



管理財産を相続人に
相続人へ管理財産の引き継ぎを行います。相続税の申告は10か月以内に、準確定申告は4か月以内が期限ですのでお忘れなく。